

尼崎市子ども・子育て審議会

第2回利用者負担検討部会 次第

日時：平成31年2月14日(木)18:30～

場所：尼崎市立すこやかプラザ ホールB

1 開会

2 議事

(1) 現時点で確認できている無償化に係る国の方針について

(2) 現行保育料における現状と課題

(3) 保育料の在り方

3 閉会

以 上

尼崎市子ども・子育て審議会利用者負担検討部会委員名簿

No.	選 出 区 分	氏 名	所 属 等
1	学識経験者（児童福祉専攻）	◎ 田邊 やすみ 田邊 泰美	園田学園女子大学 短期大学部幼児教育学科
2	学識経験者（教育専攻）	ニシカワ マサキ 西川 正晃	岐阜聖徳学園大学 教育学部
3	特別委員（学識経験者）	○ ハシモト コウイチ 橋本 好市	神戸常盤大学 教育学部こども教育学科
4	児童福祉又は学校教育の関係者	ナルカミ シホ 鳴神 志保子	尼崎法人保育園会
5	児童福祉又は学校教育の関係者	ハマナ ヒロシ 濱名 浩	尼崎市私立幼稚園連合会
6	市民の代表者	タマキ マスミ 玉木 真澄	就学前の子どもの保護者
7	市民の代表者	ヨシザワ ナコ 吉澤 直子	就学後の子どもの保護者

◎：部会長 ○：副部会長

（平成31年2月14日現在 敬称略／選出区分ごとに50音順）

幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年12月28日

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象
 - ※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定…2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
(①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等)
 - ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
 - ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
 - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. 実施時期

- 2019年10月1日

6. その他

- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- 支払方法：新制度の対象施設… 現物給付を原則。未移行幼稚園… 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等… 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないよう、周知徹底

消費税率引上げと無償化の財源について

【マクロな視点】

消費税率引上げによる税収増分			5兆円強
軽減税率導入に伴う減収分			1兆円
(軽減税率導入考慮後の税収増分)			4兆円強
使 途 の 内 訳	財政再建(後代への負担の付け回し軽減等)		1.2兆円強
	人づくり革命		1.7兆円程度
	パ ッ ケ ー ジ 経 済 政 策	幼児教育の無償化	
		待機児童の解消	
		保育士の処遇改善	
		高等教育の無償化	
		介護人材の処遇改善	
	社会保障の充実		1.1兆円程度

【無償化の財源について(国の案)】

法律上の位置づけ (予定)	区分		負担割合		
			国	都道府県	市
施設型給付 (地域型保育給付を含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4
		公立	-	-	10/10
子育て支援施設等 利用給付(仮称)	<旧制度> 私立幼稚園		1/2	1/4	1/4
	認可外保育施設		1/2	1/4	1/4
	一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、病児保育事業		1/2	1/4	1/4
	預かり保育		1/2	1/4	1/4

【本市の状況】

《消費税率引上げに伴う地方消費税交付金について》

【現行】平成29年度決算について		
地方消費税交付金(H29決算)	7,666,290	千円
うち前回引き上げ分(3%分)(H29決算)	3,115,019	千円

※ H31年10月からの消費税率の引き上げ(2%分)によって、地方消費税交付金の増が見込まれるが、その分地方交付税交付金が減る可能性もある。

《無償化に伴う市の負担について》

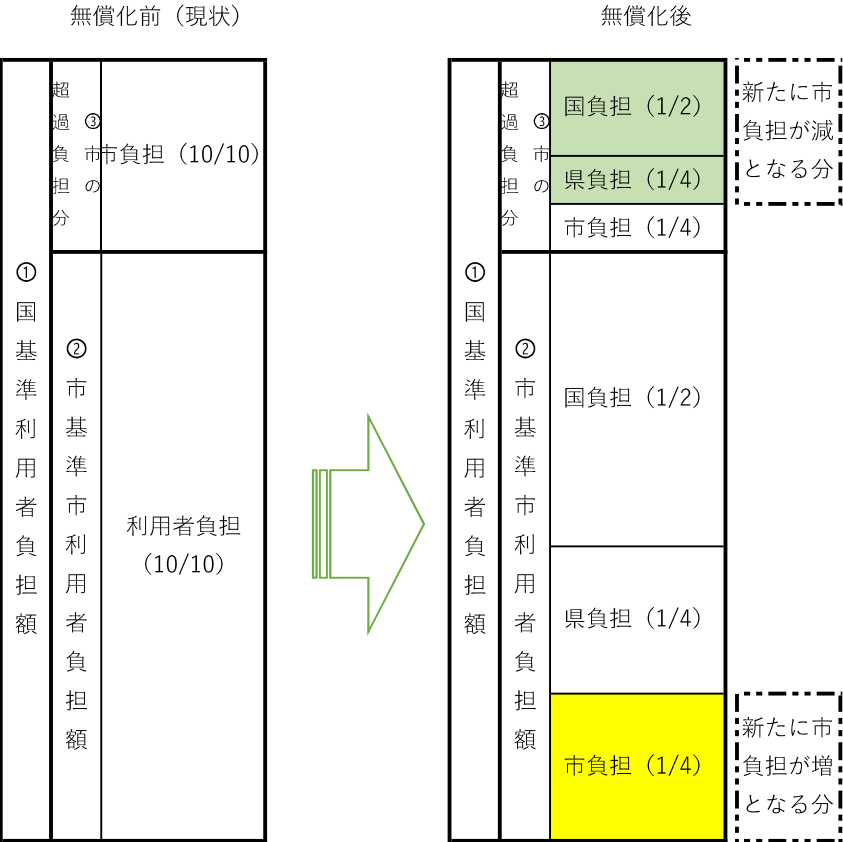
【試算】今回の無償化に伴う新たな本市の負担増分		
本市の負担増分(31年度分) ※ 1	0	千円
本市の負担増分(32年度以降分)(通年) ※ 2 ※ 3	730,000	千円

※ 1 平成31年度に係る無償化の経費は全額国費の案が示されている。

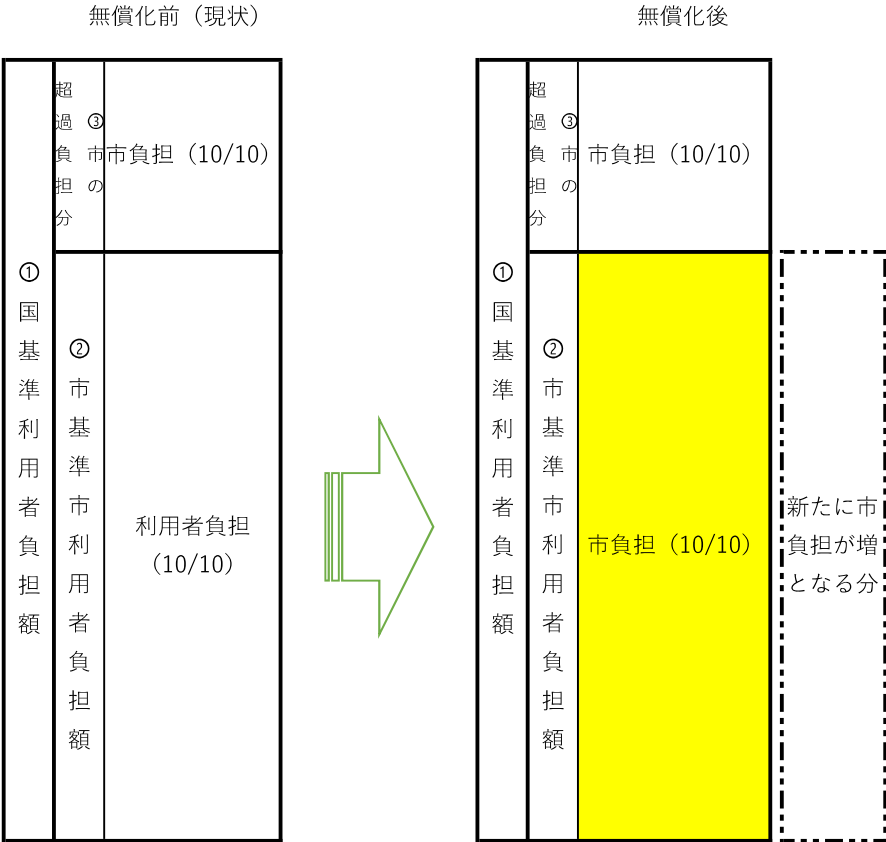
※ 2 本試算は、幼稚園の預かり保育等に係る負担は含まれていないものであり、当該数字はあくまで推計として算出しております。

※ 3 3号認定こども(0～2歳児)の保育料について、現在の市の超過負担額は年間240,000千円程度である。(平成30年4月ベース)

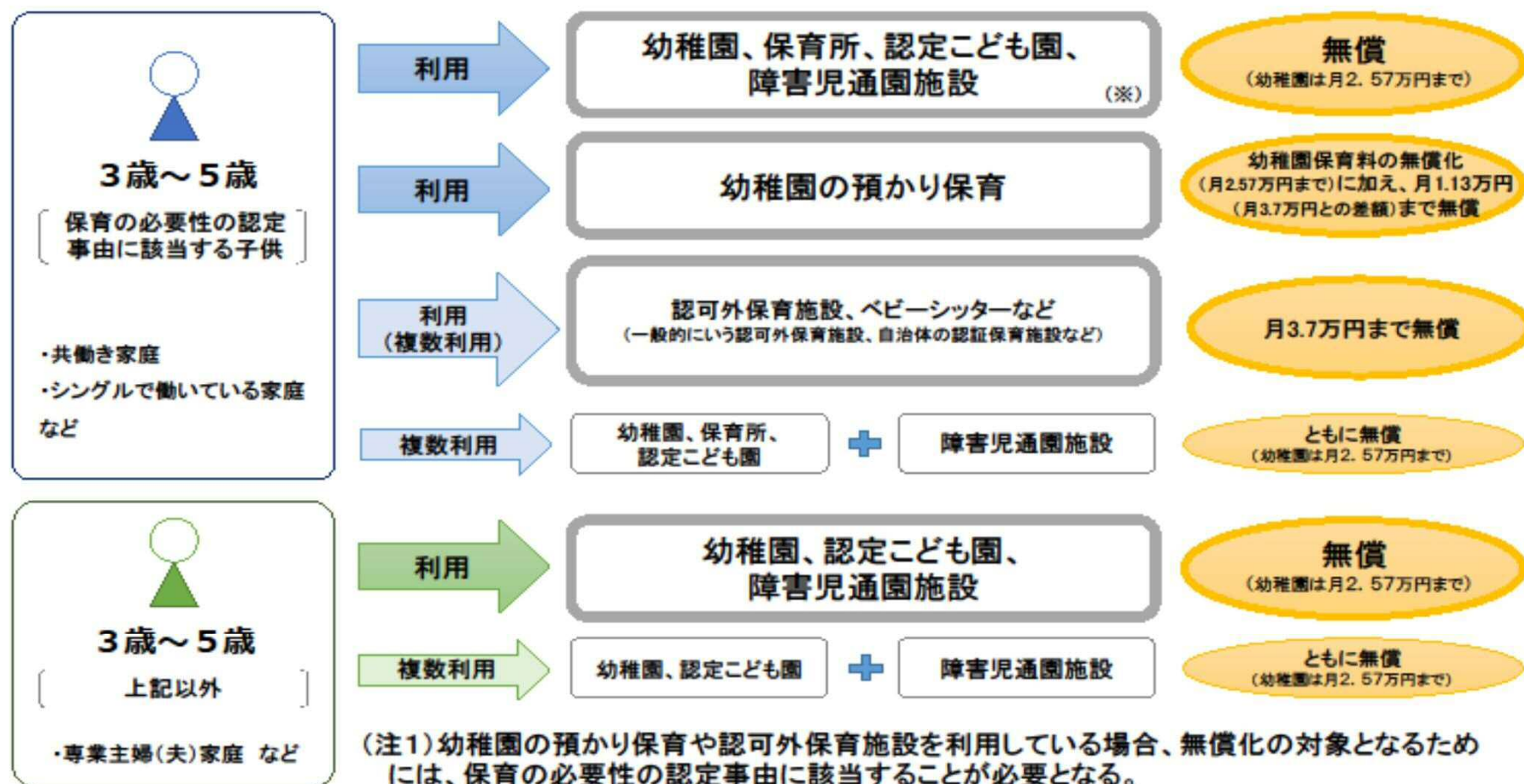
幼児教育・保育の無償化に伴う新たな市負担に係る考え方（私立の場合）



幼児教育・保育の無償化に伴う新たな市負担に係る考え方（公立の場合）



幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

現 行（3号保育料表・標準時間）					
階層	区分	国基準	市基準	市/国(割合)	
A	生活保護世帯	0	0	-	
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	-	
B2	市民税非課税世帯(その他)	9,000	5,300	0.59	
C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	-	5,300	-	
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	19,500	13,200	0.68	7,800
D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	30,000	21,000	0.70	1,300
D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	30,000	22,300	0.74	1,400
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	30,000	23,700	0.79	10,600
D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	44,500	34,300	0.77	1,800
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	44,500	36,100	0.81	16,100
D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	61,000	52,200	0.86	2,700
D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	61,000	54,900	0.90	17,100
D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	80,000	72,000	0.90	21,600
D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	104,000	93,600	0.90	

改 正 案（3号保育料表・標準時間）					
階層	区分	国基準	市基準	市/国(割合)	
A	生活保護世帯	0	0	-	
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	-	
B2	市民税非課税世帯(その他)	0	0	-	
C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	9,000	5,300	0.59	7,900
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	19,500	13,200	0.68	7,800
D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	30,000	21,000	0.70	1,300
D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	30,000	22,300	0.74	1,400
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	30,000	23,700	0.79	10,600
D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	44,500	34,300	0.77	1,800
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	44,500	36,100	0.81	13,400
新D6-1	市民税所得割課税額 213,000円未満	61,000	49,500	0.81	2,700
新D6-2	市民税所得割課税額 257,000円未満	61,000	52,200	0.86	2,700
D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	61,000	54,900	0.90	17,100
D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	80,000	72,000	0.90	
D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	104,000	93,600	0.90	

改正案について（保育料表の改正案）

1 改正案の考え方

- 市民税所得割課税額の差をそれぞれ 44,000 円で等分に設定する。
- 市基準保育料の格差を現行よりは少し緩和させ、かつ国基準からの通減率についても、一定のバランスを保つように新D 6－1 を 49,500 円（市/国 0.81）、新D 6－2 を 52,200（市/国 0.86）に設定する。

改 正 案 B（3号保育料表・標準時間）					
階層	区分	国基準	市基準	市/国（割合）	
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	44,500	36,100	0.81	13,400 2,700 2,700
新D6 -1	市民税所得割課税額 213,000円未満	61,000	49,500	0.81	
新D6 -2	市民税所得割課税額 257,000円未満	61,000	52,200	0.86	
D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	61,000	54,900	0.90	
D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	80,000	72,000	0.90	
D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	104,000	93,600	0.90	

資料6

平成30年度4月1日時点 階層別の利用者の人数及び人数の構成割合について

支給認定 区分	自治体 階層	自治体階層の区分	児童数 (人)	人数の 構成割合	推定世帯年収※ (単位:万円) 下限～上限		
2号	A	生活保護世帯	153	3.7%	－		－
	B1	市民税非課税世帯(母子等)	377	9.1%	－		－
	B2	市民税非課税世帯(その他)	291	7.1%	－		約260
	C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	128	3.1%	約261	～	約330
	C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	229	5.6%	約261	～	約330
	D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	174	4.2%	約331	～	約370
	D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	222	5.4%	約371	～	約420
	D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	223	5.4%	約421	～	約470
	D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	503	12.2%	約471	～	約550
	D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	477	11.6%	約551	～	約640
	D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	608	14.7%	約641	～	約796
	D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	337	8.2%	約797	～	約930
	D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	248	6.0%	約931	～	約1,130
	D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	149	3.6%	約1,131	～	
	階層未決定	－	5	0.1%			
小計			4,124	100%			
3号	A	生活保護世帯	86	2.4%	－		－
	B1	市民税非課税世帯(母子等)	144	4.0%	－		－
	B2	市民税非課税世帯(その他)	280	7.8%	－		約260
	C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	63	1.7%	約261	～	約330
	C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	244	6.8%	約261	～	約330
	D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	176	4.9%	約331	～	約370
	D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	230	6.4%	約371	～	約420
	D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	245	6.8%	約421	～	約470
	D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	534	14.8%	約471	～	約550
	D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	488	13.5%	約551	～	約640
	D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	582	16.1%	約641	～	約796
	D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	307	8.5%	約797	～	約930
	D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	156	4.3%	約931	～	約1,130
	D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	68	1.9%	約1,131	～	
	階層未決定		2	0.1%			
小計			3,605	100.0%			
合計			7,729	－			

※推定世帯年収はあくまで目安です。

平成29年度「2号・3号認定子ども」の保育料について(阪神間各市)

平成31年10月以降 2号認定及び3号認定のうち住民税非課税世帯の利用者負担額は無償化となる。

Ⅰ 2号認定子どもの保育料

尼崎市			神戸市			西宮市			芦屋市			宝塚市			伊丹市			川西市			三田市								
階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	3歳児 標準時間	4歳以上児 短時間	標準時間	短時間	階層区分	3歳児 標準時間	4歳以上児 標準時間	短時間	短時間	階層区分	3歳児 標準時間	4歳以上児 標準時間	短時間	短時間
A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	1 生活保護	0	0	0	0	A 生活保護	0	0	0	0	A 生活保護	0	0	0	0
B1 市民税非課税世帯 (母子等)	0	0	B* 市民税非課税世帯 (母子等)	0	0	B1 市民税非課税世帯 (母子・父子等)	0	0	B* 市民税所得割非課税世帯 (母子等)	0	0	B0 市民税非課税世帯 (母子等)	0	0	2-1 市民税非課税世帯 (児扶手・障害等)	0	0	0	0	B 市民税非課税世帯 (母子等)	0	0	0	0	B 市民税非課税世帯 (母子等)	0	0	0	0
B2 市民税非課税世帯 (その他)	3,900	3,900	B 市民税非課税世帯 (その他)	3,700	3,700	B2 市民税非課税世帯 (その他)	3,000	3,000	B 同(その他)	5,000	4,900	B1 市民税非課税世帯 (その他)	4,800	4,700	2-2 同(その他)	5,000	5,000	5,000	5,000	B 市民税非課税世帯 (その他)	4,100	4,100	4,100	4,100	B 市民税非課税世帯 (その他)	4,500	4,400	4,500	4,400
															3-1 市民税均等割のみ	10,000	9,900	10,000	9,900					C1 所得割非課税世帯 (均等割のみ母子等)	4,750	4,650	4,750	4,650	
																								C1 所得割非課税世帯 (均等割のみその他)	10,500	10,300	10,500	10,300	
C1 市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	3,900	3,900	C 市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	5,100	5,100	C1 市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	4,400	4,300	C1 市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	4,500	4,400	D1 市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	6,300	6,100	3-2 同(その他)	6,000	6,000	6,000	6,000					C2 市民税所得割の額 48,600円未満(母子等)	6,000	6,000	6,000	6,000	
C2 同 48,600円未満 (その他)	12,400	12,300	同 48,600円未満 (その他)	10,400	10,200	同 48,600円未満 (その他)	8,800	8,700	同 48,600円未満 (その他)	9,000	8,800	同 48,600円未満 (その他)	12,500	12,200	同 48,600円未満 (その他)	14,000	13,800	14,000	13,800	C 市民税所得割の額 48,600円未満	11,100	10,900	11,100	10,900	D1 市民税所得割の額 48,600円未満(その他)	14,000	13,700	14,000	13,700
D1 同 64,700円未満	18,300	18,100	D1 同 66,600円未満	18,200	17,900	C2 同 64,800円未満	14,800	14,600	C2 同 67,500円未満	13,500	13,200				4-1 同 50,900円未満	17,600	17,300	17,600	17,300	D1 同 69,500円未満	15,800	15,500	15,800	15,500	D1 同 64,700円未満	18,000	17,600	18,000	17,600
D2 同 80,800円未満	19,600	19,400										D2 同 72,800円未満	19,000	18,600	4-2 同 54,700円未満	21,600	21,300	21,600	21,300	D2 同 81,600円未満	19,500	19,100	19,500	19,100	D2 同 80,800円未満	22,000	21,600	21,000	20,600
D3 同 97,000円未満	21,000	20,700	D2 同 97,000円未満	21,600	21,200	C3 同 97,000円未満	21,600	21,300	C3 同 97,000円未満	22,000	21,600	D3 同 97,000円未満	23,000	22,600	4-3 同 97,000円未満	27,000	26,600	27,000	26,600	D3 同 97,000円未満	25,900	25,400	25,900	25,400	D3 同 97,000円未満	27,000	26,500	25,000	24,500
D4 同 133,000円未満	31,600	31,200				C4 同 121,000円未満	30,800	30,400	C4 同 125,500円未満	28,000	27,500	D4 同 133,000円未満	29,800	29,200	5-1 同 108,400円未満	33,000	32,500	31,540	31,100	D4 同 135,500円未満	34,100	33,500	30,700	30,100	D4 同 120,000円未満	31,000	30,400	26,500	26,000
																								D5 同 143,000円未満	32,000	31,400	27,500	27,000	
D5 同 169,000円未満	33,400	33,000	D3 同 169,000円未満	29,800	29,300	C5 同 169,000円未満	33,800	33,300	C5 同 169,000円未満	30,000	29,400	D5 同 169,000円未満	33,200	32,600	5-2 同 169,000円未満	38,060	37,500	31,540	31,100	D5 同 169,000円未満	37,900	37,200	31,400	30,800	D6 同 169,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500
D6 同 235,000円未満	42,000	41,400				C6 同 213,000円未満	35,400	34,900				D6 同 213,000円未満	35,500	34,800	6-1 同 190,300円未満	38,060	37,500	31,540	31,100	D6 同 231,900円未満	39,900	39,200	33,400	32,800	D7 同 240,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500
									C6 同 251,000円未満	32,500	31,900	D7 同 257,000円未満	35,500	34,800															
D7 同 301,000円未満	42,000	41,400	D4 同 301,000円未満	31,600	30,300	C7 同 301,000円未満	37,300	36,700	C7 同 301,000円未満	34,000	33,400	D8 同 301,000円未満	35,500	34,800	6-2 同 301,000円未満	38,060	37,500	31,540	31,100	D7 同 301,000円未満	41,900	41,100	35,400	34,700	D8 同 301,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500
												D9 同 349,000円未満	37,500	36,800	7-1 同 339,000円未満	38,060	37,500	31,540	31,100	D8 同 368,000円未満	43,900	43,100	37,400	36,700	D9 同 349,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500
D8 同 397,000円未満	42,000	41,400	D5 同 397,000円未満	32,800	30,300	C8 同 397,000円未満	38,100	37,500	C8 同 397,000円未満	37,000	36,300	D10 同 397,000円未満	37,500	36,800	7-2 同 397,000円未満	38,060	37,500	31,540	31,100	D9 同 397,000円未満	43,900	43,100	37,400	36,700	D10 同 397,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500
D9 同 397,000円以上	42,000	41,400	D6 同 397,000円以上	32,800	30,300	C9 同 397,000円以上	41,000	40,400	C9 同 397,000円以上	41,000	40,300	D11 同 397,000円以上	40,000	39,300	8 同 397,000円以上	42,300	41,600	34,800	34,200	D10 同 397,000円以上	43,900	43,100	37,400	36,700	D11 同 397,000円以上	33,000	32,400	28,000	27,500

Ⅱ 3号認定子どもの保育料

尼崎市				神戸市				西宮市				芦屋市				宝塚市				伊丹市				川西市				三田市			
階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間		階層区分	標準時間	短時間					
A 生活保護	0	0	A	生活保護	0	0	A	生活保護	0	0	A	生活保護	0	0	1 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0		
B1 市民税非課税世帯 (母子等)	0	0	B*	市民税非課税世帯 (母子等)	0	0	B1 市民税非課税世帯 (母子・父子等)	0	0	B*	市民税所得割非課 税世帯(母子等)	0	0	B0 市民税非課税世帯 (母子等)	0	0	2-1 市民税非課税世帯 (児扶手・障害等)	0	0	B 市民税非課税世帯 (母子等)	6,900	6,700	B 市民税非課税世帯 (母子等)	6,500	6,300	B 市民税非課税世帯 (母子等)	6,500	6,300			
B2 市民税非課税世帯 (その他)	5,300	5,300	B	市民税非課税世帯 (その他)	5,600	5,600	B2 市民税非課税世帯 (その他)	4,500	4,500	B	同(その他)	5,500	5,400	B1 市民税非課税世帯 (その他)	7,000	6,800	2-2 同(その他)	6,000	6,000	3-1 市民税均等割のみ	13,000	12,900	3-2 市民税所得割の額 48,600円未満(母子等)	8,100	8,000	3-3 市民税所得割の額 48,600円未満(母子等)	8,100	8,000			
C1 市民税所得割課税 額48,600円未満(母 子等)	5,300	5,300	C	市民税所得割課税 額48,600円未満(母 子等)	6,100	6,100	C1 市民税所得割課税 額48,600円未満(母 子等)	5,200	5,100	C1 市民税所得割課税 額48,600円未満(母 子等)	4,750	4,650	D1 市民税所得割課税 額48,600円未満(母 子等)	7,300	7,100	4-1 市民税所得割の額 48,600円未満(母子等)	16,200	16,000	4-2 市民税所得割の額 48,600円未満(母子等)	21,800	21,500	4-3 市民税所得割の額 48,600円未満(母子等)	25,500	25,200	4-4 市民税所得割の額 48,600円未満(母子等)	29,000	28,500				
C2 同 48,600円未満 (その他)	13,200	13,100		同 48,600円未満 (その他)	12,300	12,100		10,400	10,300		9,500	9,300		14,500	14,200	5-1 市民税所得割の額 48,600円未満(その他)	37,000	36,500	5-2 市民税所得割の額 48,600円未満(その他)	44,500	43,900	5-3 市民税所得割の額 48,600円未満(その他)	53,000	52,200	5-4 市民税所得割の額 48,600円未満(その他)	61,000	60,100				
D1 同 64,700円未満	21,000	20,800	D1	同 66,600円未満	20,300	20,000	C2 同 64,800円未満	16,500	16,300	C2 同 67,500円未満	15,000	14,700	D2 同 72,800円未満	21,000	20,600	6-1 市民税所得割の額 48,600円未満(その他)	53,000	52,200	6-2 市民税所得割の額 48,600円未満(その他)	61,000	60,100	6-3 市民税所得割の額 48,600円未満(その他)	72,000	70,900	6-4 市民税所得割の額 48,600円未満(その他)	80,000	78,800				
D2 同 80,800円未満	22,300	22,100											D3 同 97,000円未満	25,500	25,000	7-1 市民税所得割の額 48,600円未満(その他)	80,000	78,600	7-2 市民税所得割の額 48,600円未満(その他)	90,000	88,600	7-3 市民税所得割の額 48,600円未満(その他)	90,000	88,400	7-4 市民税所得割の額 48,600円未満(その他)	90,000	88,400				
D3 同 97,000円未満	23,700	23,400	D2	同 97,000円未満	24,000	23,600	C3 同 97,000円未満	24,000	23,700	C3 同 97,000円未満	25,500	25,000	D3 同 97,000円未満	25,500	25,000	4-3 同 97,000円未満	30,000	29,600	4-4 同 97,000円未満	30,000	29,600	4-5 同 97,000円未満	30,000	29,600	4-6 同 97,000円未満	30,000	29,600				
D4 同 133,000円未満	34,300	33,900					C4 同 121,000円未満	35,600	35,100	C4 同 125,500円未満	35,500	34,800	D4 同 133,000円未満	33,300	32,700	5-1 同 108,400円未満	37,000	36,500	5-2 同 108,400円未満	37,000	36,500	5-3 同 108,400円未満	37,000	36,500	5-4 同 108,400円未満	37,000	36,500				
D5 同 169,000円未満	36,100	35,700	D3	同 169,000円未満	35,600	35,000	C5 同 169,000円未満	39,100	38,600	C5 同 169,000円未満	43,500	42,700	D5 同 169,000円未満	40,600	39,900	5-2 同 169,000円未満	44,500	43,900	5-3 同 169,000円未満	44,500	43,900	5-4 同 169,000円未満	44,500	43,900	5-5 同 169,000円未満	44,500	43,900				
D6 同 235,000円未満	52,200	51,500					C6 同 213,000円未満	51,700	50,900				D6 同 213,000円未満	50,200	49,300	6-1 同 190,300円未満	53,000	52,200	6-2 同 190,300円未満	53,000	52,200	6-3 同 190,300円未満	53,000	52,200	6-4 同 190,300円未満	53,000	52,200				
D7 同 301,000円未満	54,900	54,100	D4	同 301,000円未満	49,700	48,900	C7 同 301,000円未満	56,200	55,400	C7 同 301,000円未満	60,000	58,900	D7 同 257,000円未満	56,000	55,000	D8 同 301,000円未満	60,400	59,300	6-2 同 301,000円未満	61,000	60,100	6-3 同 301,000円未満	61,000	60,100	6-4 同 301,000円未満	61,000	60,100				
D8 同 397,000円未満	72,000	71,000	D5	同 397,000円未満	66,000	64,900	C8 同 397,000円未満	69,800	68,800	C8 同 397,000円未満	71,000	69,700	D9 同 349,000円未満	73,000	71,700	7-1 同 339,000円未満	72,000	70,900	7-2 同 339,000円未満	72,000	70,900	7-3 同 339,000円未満	72,000	70,900	7-4 同 339,000円未満	72,000	70,900				
D9 同 397,000円以上	93,600	92,200	D6	同 397,000円以上	66,000	64,900	C9 同 397,000円以上	84,400	83,100	C9 同 397,000円以上	89,000	87,400	D11 同 397,000円以上	92,000	90,400	8 同 397,000円以上	90,000	88,600	8 同 397,000円以上	90,000	88,600	8 同 397,000円以上	90,000	88,600	8 同 397,000円以上	90,000	88,600				

現行と無償化後の保育料総額の差額について

小学校入学までの間、保育施設に預けた場合の現行と無償化後の保育料の差額について
(どのケースについても4月入所開始の場合)

(ケース1) B2階層(市民税非課税世帯)の場合

・0歳から入所した場合

現行	331,200円
無償化後	0円
差額	331,200円
入所期間	72か月
月平均(現行)	4,600円
(無償化後)	0円

・1歳から入所した場合

現行	267,600円
無償化後	0円
差額	267,600円
入所期間	60か月
月平均(現行)	4,460円
(無償化後)	0円

・3歳から入所した場合

現行	140,400円
無償化後	0円
差額	140,400円
入所期間	36か月
月平均(現行)	3,900円
(無償化後)	0円

(ケース2) C2階層(市民税所得割課税額48,600円未満世帯)の場合

・0歳から入所した場合

現行	921,600円
無償化後	475,200円
差額	446,400円
入所期間	72か月
月平均(現行)	12,800円
(無償化後)	6,600円

・1歳から入所した場合

現行	763,200円
無償化後	316,800円
差額	446,400円
入所期間	60か月
月平均(現行)	12,720円
(無償化後)	5,280円

・3歳から入所した場合

現行	446,400円
無償化後	0円
差額	446,400円
入所期間	36か月
月平均(現行)	12,400円
(無償化後)	0円

(ケース3) D4階層(市民税所得割課税額133,000円未満世帯)の場合

・0歳から入所した場合

現行	2,372,400円
無償化後	1,234,800円
差額	1,137,600円
入所期間	72か月
月平均(現行)	32,950円
(無償化後)	17,150円

・1歳から入所した場合

現行	1,960,800円
無償化後	823,200円
差額	1,137,600円
入所期間	60か月
月平均(現行)	32,680円
(無償化後)	13,720円

・3歳から入所した場合

現行	1,137,600円
無償化後	0円
差額	1,137,600円
入所期間	36か月
月平均(現行)	31,600円
(無償化後)	0円

(ケース4) D7階層(市民税所得割課税額301,000円未満世帯)の場合

・0歳から入所した場合

現行	3,488,400円
無償化後	1,976,400円
差額	1,512,000円
入所期間	72か月
月平均(現行)	48,450円
(無償化後)	27,450円

・1歳から入所した場合

現行	2,829,600円
無償化後	1,317,600円
差額	1,512,000円
入所期間	60か月
月平均(現行)	47,160円
(無償化後)	21,960円

・3歳から入所した場合

現行	1,512,000円
無償化後	0円
差額	1,512,000円
入所期間	36か月
月平均(現行)	42,000円
(無償化後)	0円

(ケース5) D9階層(市民税所得割課税額397,000円以上世帯)の場合

・0歳から入所した場合

現行	4,881,600円
無償化後	3,369,600円
差額	1,512,000円
入所期間	72か月
月平均(現行)	67,800円
(無償化後)	46,800円

・1歳から入所した場合

現行	3,758,400円
無償化後	2,246,400円
差額	1,512,000円
入所期間	60か月
月平均(現行)	62,640円
(無償化後)	37,440円

・3歳から入所した場合

現行	1,512,000円
無償化後	0円
差額	1,512,000円
入所期間	36か月
月平均(現行)	42,000円
(無償化後)	0円